

財政補助なしの「年収 130 万円の壁」対策

八田 達夫
公益財団法人アジア成長研究所

Working Paper Series Vol. 2025-03

2025年3月

The view expressed in this publication are those of the author(s) and do not necessarily reflect those of the Institute.

No part of this article may be used or reproduced in any manner whatsoever without written permission except in the case of brief quotations embodied in articles and reviews. For information, please write to the Institute.

財政補助なしの「年収 130 万円の壁」対策

八田達夫[†]

要旨

給与所得者の妻の年収が 130 万円を超えると社会保険料を妻自身で納めなければならなくなるために、世帯の手取額が急減することは、「130 万円の壁」と呼ばれている。本稿は、政府による財政支援なしにこの壁を取り除くことが可能であることを示す。具体的には、給与所得者の妻の年収が 130 万円を超えた場合、夫の雇用先に「卒扶養手当」の支給を義務付けることによって、雇用先の利益も、この世帯の手取りも、共に増加させ続けられることを示す。さらに、そのために必要な、日本年金機構と夫の雇用先との間の財務調整を明らかにし、それを可能にするために政府が整備すべき制度および税制を提案する。

Key Words: 年収 130 万円の壁、卒扶養手当、社会保険料、年金、健康保険、消失控除

JEL Code: H24, H31, J32, J38

はじめに

厚生年金に加入している給与所得者の妻の年収が 130 万円未満であれば、妻は被扶養者として、夫が加入する健康保険のサービスと厚生年金からの基礎年金とを、追加の保険料なしで受けることができる¹。しかし、妻の年収が 130 万円を超えて扶養を卒業すると、彼女自身が社会保険料を負担しなければならなくなるため、世帯全体の手取りが減少する。これが「130 万円の壁」である。

立憲民主党は、この壁を取り除くために、政府が妻に対する「就労促進支援給付」を支給する提案をしている²。この案は、配偶者特別控除のように、妻の収入が増加するにしたがって、控除額を少しづつ削減することによって世帯の手取りをスムーズに増加させ続けるもので、壁を取り去る策としては、優れた特質を持っている。ただし、この提案は追加の財政支出を前提として設計されている。

[†] アジア成長研究所理事長

¹ 給与所得者の配偶者という代わりに、給与所得者の妻と言うのは、説明の短縮化のためである。ここでの説明は、妻が夫を扶養する場合にも同様にあてはまるから、その場合は、妻と夫を交換して解釈していただきたい。

² 立憲民主党ウェブサイトの記事「「年収の壁」等を給付で埋める「就労支援給付制度の導入に関する法律案」を提出」(https://cdp-japan.jp/news/20240221_7376) および、「「130 万円の壁」等を給付で埋める「就労支援給付制度の導入に関する法律案」を再提出」(https://cdp-japan.jp/news/20241113_8487) を参照。

一方、自民・公明・維新も、「130万円の壁」による働き控えの解消のため、同様の仕組みに基づく助成金導入する方針を合意した。この立憲民主党案のバリエーションも、財政支出を前提とした制度案である。

それに対して本稿は、この壁を取り除くために、財政支出なしに、妻の夫の雇用先が、妻が新たに支払う保険料を究極的な財源とする「卒扶養手当」を、夫の雇用先が夫に支払う制度にすることを提案する。「就労促進支援給付」と同様に、この手当の給付額は、妻の年収が130万円を超えた時点では、妻の保険料納付額に等しいが、妻の年収が増加するにつれて減額されるため、世帯の手取りを増加させ続ける。しかも給付額は次第に減額されるから、夫の雇用先の利益も増加し続けさせる。しかし、「就労支援給付」と異なり、新たな財政支出が不要である。

以下では、卒扶養手当のうち、健康保険料と基礎年金保険料のそれぞれに対応する部分の設計を説明したあと、その実現のために政府が整備すべき制度と税制を論じよう。

I 卒扶養手当の要素分解

健康保険料への消失手当

最初に健康保険料が作り出す壁解消のための手当を考えよう。

まず扶養を卒業した妻が、国民健康保険（市町村国保）に入る場合を考える。妻が扶養を卒業した時点で、妻が払い始める保険料に等しい額（年10.2万円）の手当を夫の雇用先は夫に支給して、その時点における保険料負担を相殺する。その後に、妻の収入が1万円増えるごとに、この手当額を例えば1500円ずつ減らした額を支給するとしよう。この消失手当（収入が増えるにつれて給付額が次第に減少する手当）を「健保（保険料還付）手当」と呼ぼう。

健保消失手当の下では、妻の年収が130万円に達した時点で、妻の世帯の手取額は減少せず、さらに年収が1万円増えるごとに手取額は8,500円（=10,000-1,500）ずつ増える。したがって、妻の収入が増えるにつれて、世帯全体の手取り額は増加し続けるので、健康保険料による130万円の壁は除去される。

一方、妻が扶養を卒業すると、その時点で夫の雇用先の健保組合（協会けんぽなども含めて）は、妻への医療保険サービスを給付しなくて済むことになるが、卒業前の妻に対して健保組合が負担していた医療サービスの平均給付額³（すなわち、組合の節約額）は、夫に支

³ 平均医療費は、20歳代を除くと10万円以上である。ちなみに、子育てが一段落した45歳から55歳の平均医療費は、14万円から18万円の間である。次の資料のp.17を参照：厚生労働省「令和4（2022）年度 国民医療費の概況」(<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/kiryohi/22/dl/data.pdf>)

給し始める健保消失手当額の年 10.2 万円より高い⁴。したがって、この手当のもとでは、妻の卒業は、組合の利益を向上させる。

次に、扶養を卒業した妻が、彼女の雇用先の健康保険組合に加入する場合には、健康保険料は国民健康保険料より低いから、健保手当の下では働き続ける十分なインセンティブが与えられる。

したがって、健保手当は、妻が国民健康保険に加入しても、自身の勤め先の健保組合に加入することになっても、税による追加の財政的補助なしに、健康保険料による 130 万円の壁を崩してくれる。

図 1 の実線は妻の扶養卒業によって夫の健保組合の医療給付支出が一気に減ることを示している。なお、妻への医療保険給付の平均額は、年収 130 万円における妻が払う国民健康保険料（約 10.2 万円⁵）より高いので、この図の縦軸における支出線の目盛りは、 $10.2 + \alpha$ 万円としてある。一方、この図の点線は、上記の手当支給後の妻に対する健保組合の支出を示している。（なお、 $10.2 / 0.15 = 68$ だから、妻の年収が 198 万円になった時、手当額は 0 になる。）この点線は、この手当を支給しても、夫の健保組合の支出は、妻の年収の増加とともに減り続けることを示している。

年金保険料への消失手当

次に、基礎年金保険料がもたらす壁の解消について考えよう。

現行制度の下では、給与所得者の妻が被扶養者であると、基礎年金の受給が対価を支払うことなく基礎年金を受給できる。しかし、扶養を卒業した妻は、①国民年金に加入するか、②雇用先の厚生年金組合員となり、保険料を払うことになる。

まず、国民年金に加入する場合には、妻は日本年金機構に、年 20.4 万円の国民年金保険料を払うことになる（金額は 2024 年度）。この結果、年金機構の収入は、彼女が支払う新たな国民年金保険料の分だけ増える。一方、年金機構はもともと彼女に基礎年金を給付する義務があるため年金機構による基礎年金（この場合は国民年金という名称）の給付額は不変なので、その利益は増える。したがって、年金機構は、増えた収入の一部を妻に還付しても、利益を増やすことができる。

⁴ この理由は、次の通りであると考えられる。まず、ある国保保険者による医療サービス給付額は、その収入（=国保保険料収入と政府負担からの収入の合計）に等しい。このため、その国保保険者による医療サービス給付額の平均は、その平均国保保険料より高い。つぎに平均国保保険料は、低所得者である年収 130 万円の人の国保保険料（10.2 万円）より高い。したがって、国保保険者による医療サービス給付額の平均は、卒扶養したばかりの妻が払う国保保険料（10.2 万円）より高い。

⁵ 国民健康保険料の試算には、2024 年度の渋谷区の保険料率を用いた。年齢は 40 歳未満、で世帯主の給与所得は、減免を受けられない水準であるとした。渋谷区ウェブサイトの「保険料試算」(https://www.city.shibuya.tokyo.jp/kurashi/kokuho/kenkohokenryo/hokenryo_shisan.html) を参照のこと。

そこで、年金機構は扶養を卒業した妻が支払い始める国民年金保険料に等しい 20.4 万円を、その時点で妻に還付し、その後、妻の収入が 1 万円増えるごとに、この還付額を例えれば 3,000 円ずつ減らす「消失還付」を支給することにしよう。

この還付が行われれば、扶養を卒業した時点では、妻が払い始める健康保険料の全額が補填されるため、世帯全体の手取額は不変であり、年収がさらに 1 万円増えるごとに、世帯全体の手取り額は 7,000 円 ($=10,000 - 3,000$ 円) 増える。したがって、妻の年収が増えるにつれて、世帯全体の手取り額は増え続けるから、年金保険料の「壁」は除去される。

なお図 2 の実線は、妻が支払う国民年金保険料から年金機構が得る収入を示している。妻の年収が 130 万円を超えると収入は突然上昇している。

図 2 の点線は、上記の消失還付が導入された後で年金機構が妻から得る純収入を示している。(なお、 $20.4 / 0.30 = 68$ だから、妻の年収が 198 万円になった時、還付額は 0 になる。) 年金機構の、手当を払った後の純保険料収入は、妻の年収の増加とともに増え続けている。

他方、扶養を卒業した妻が雇用先の厚生年金に入った場合には、納付した年金保険料およびそれと同額の雇用先負担分が、雇用先から年金機構に納められる。しかも、将来基礎年金が給付される時点では、給付額の半分が国庫負担される。したがって、年金機構は、増えた収入の一部を消失還付できる。妻が自身の雇用先に払う厚生年金保険料（最大 12.8 万円）は、国民年金保険料（20.4 万円）より低いから、国民年金に加入した場合と同額の還付額で充分であり、年金保険料による 130 万円の壁はやはり取り除かれる⁶。

つまり上の方式の還付は、妻が国民年金に加入しても厚生年金に加入することになっても、税による追加の財政補助なしに、年金保険料による 130 万円の壁を崩してくれる。

ところで、年金機構が妻に与える消失還付は、夫の雇用先企業に委託して、夫に対して、もう一つの消失手当として、「年金（保険料還付）手当」として、代行支給してもらうことができる。代行支給のためには、夫の企業が年金機構に定期的に納付している夫の年金保険料の額を年金手当の額だけ差し引けば済む。そうすると、夫の雇用先は夫に対して、妻の国民年金保険料相当額を当初の手当額とする年金消失手当を支給し、妻が支払う年金保険料を間接的に還付することになる。

夫の雇用先が一括して支払う卒扶養手当

扶養を卒業した妻の夫に、夫の企業がする健保手当と年金手当の合計が「卒扶養手当」である。妻の年収が 130 万円に達した時点で、合わせて 30.6 万円 ($=10.2 + 20.4$) の卒扶養手当が支給され、その後、彼女の所得が 1 万円増えるごとに、4,500 円 ($=1,500 + 3,000$) ずつ手当額が減らされる。結果的に、年収が 198 万円になった時点で、この手当額は 0 円になる ($30.6 / 0.45 = 68$ 万円)。図 3 が示すように、彼女が年収 130 万円を超えて働き、収入を上げていくにつれて、世帯全体の収入は、増え続ける。このため、健康保険料についても基礎年金保険料についても壁は消える。

卒扶養手当を賄うために、税財源を一切用いないことが、立憲民主党案との際立った違いである。

⁶ 「税金・社会保障教育」ウェブサイト (<https://www.mmea.biz/7827/>) を参照した。

企業による卒扶養手当を可能にする制度

卒扶養手当を可能にするために必要な制度改革は次の2つである。

第一は、年金機構が究極的には妻に与える年金保険料の消失還付を、夫の雇用先が代行支給できる制度を整えることである。そのためには、妻の年収が年金手当支給対象額の範囲内にあるときには、彼女がどこの機関に保険料を払っているかを問わずに、夫の雇用先は年金機構への定期的な納付額を自動的に減らせる制度にすればよい。減額された納付額を、夫の企業が支給する卒扶養手当うちの年金消失手当部分の原資とすることができます。

第二は、卒扶養手当を非課税にすることである。もし、この手当が夫の所得としてみなされ、夫の高い所得税率がかけられれば、妻の労働意欲は抑制される。一方で、妻の低い所得税率による税を、夫の雇用先で源泉徴収しようとすると、税収額が低いにもかかわらず、徴税が複雑になる。卒扶養手当を、通勤手当のように非課税にすれば、徴税実務を簡素に保てる。なお、卒扶養手当を非課税にしても、扶養を卒業した妻は、卒扶養手当以外の増加した年収に対して所得税を払うから彼女の卒業によって、税収は増える。

II 「卒扶養手当」の財源は、妻が新たに払う保険料

卒扶養手当を支給するために、政府による財政支援が不要なのはなぜだろうか。

「卒扶養手当」の各主体への効果

卒扶養手当は、各主体に対して具体的に次の効果を及ぼす。

- ① 扶養を卒業する妻の世帯の手取りは、妻の収入が増えるにつれて単調に増加するから、130万円の壁が取り除かれる。
- ② 夫の雇用先の健保組合の「最終利益」は、妻の収入が増えるにつれて増える。まず、保険料収入は不变なのに、医療サービスの支出のみが減るから、健保組合の「手当支給前利益」は増える。この「手当支給前利益」から手当支給分を差し引いたものが保険組合の「最終利益」であるが、妻の収入の増加に伴う「手当支給前利益」の増加額より、手当支給分の増加額は小さく設定されるから、「最終利益」は増加する。
- ③ 卒扶養した妻が雇用先の健保組合に加入する場合にも国民健康保険に加入する場合にも、妻の新たな保険者(雇用先の健保組合や市町村)の利益は、基本的に増減しない。医療サービス支出は新規加入分だけ増えるが、保険料や政府負担分も新たに増えるからである。
- ④ 年金機構の「最終利益」は、妻の年収が増えるにつれて増える。まず、将来この妻に支給する基礎年金額は不变なのに、卒扶養した妻から直接・間接に得る保険料収入および政府負担分が増えるから、「手当支給前利益」は増える。この「手当支給前利益」から手当(=還付)支給分を差し引いたものが年金機構の「最終利益」であるが、妻の収入の増加に伴う「手当支給前利益」の増加額より、手当支給分の増加額は小さく設定されるから、「最終利益」は増加する。
- ⑤ 政府は、卒扶養手当の財源のための支出は一切しない。その一方で、妻が130万円を超えて働き出すため、彼女が払う所得税収が増える。したがって次が起きる。

- (1) 扶養を卒業した妻が、自身の雇用先の健保組合に入る場合には、卒扶養によって、政府の財政収支は改善する。
- (2) ただし、扶養を卒業した妻が国民健康保険に加入する場合には、彼女の国民健康保険料の政府負担分の支出が増える。この場合には、政府負担分支出が所得税収増を超えて、両者を併せた政府の収支が悪化する可能性がある。ただし、政府分担分がもたらし得る財政収支の悪化は、130万円の壁をどのように取り除こうと、発生するのであり、壁を取り除く方法がもたらすものではない。

なお、妻の収入が上がって所得税収が高まるとともに、雇用先の健保組合に入る可能性が高まるから、税収の増加のほうが、(2)で指摘した国民健康保険料の政府分担分を超えて大きくなる可能性が高まる。

現行制度による急な所得再分配の緩和化

卒扶養手当の各主体への効果の分析は、卒扶養手当の財源が、妻が新たに払う保険料だけで済む理由を明らかにしてくれる。

現行制度の下では、妻の年収が130万円を超すと、健康保険料や年金保険料などを新たに払い始めなければならなくなるから、妻の世帯の負担は一気に増える。すなわち、妻の年収は増えるにもかかわらず、世帯の手取り所得は急減する。他方、年金機構・健康保険組合・協会けんぽ、雇用先企業などの「社会保険サービスを提供あるいは保険料を徴収する機関」（以下「**社保機関**」）全体の総利益はその分急増する。社保機関全体は、以前と全く同水準の医療サービスと基礎年金サービスを提供し続けるにもかかわらず、その総収入は、妻が新たに支払う保険料の分だけ急増するからである。

社保機関全体としては、この急増した保険料収入の一部を還付しても、利益を増やし続けることができる。この還付を、夫の雇用先の企業がまとめて支給するものが「卒扶養手当」である。この還付方式によって、追加的な財政措置をすることなく、社保機関の利益増を確保しながら、この世帯の手取りをスムーズに増やしていき、130万円の壁を取り除くことができる。

結局、現行制度下では、給与所得者の妻が扶養を卒業すると、妻の家計から社保機関全体に、所得の移転が突然行われる。「卒扶養手当」の導入は、この所得移転をゆるやかにすることによって、130万円の壁を取り除くのである。「卒扶養手当」の財源は、扶養を卒業した妻が新たに支払う保険料に他ならない。

プラスサム改善の理由

現行制度下では、130万円の壁のために、年収が130万円を一定額超えるまでは、妻は年収が130万円未満の水準で働き続けている。

しかし、卒扶養手当の下で妻が130万円を超えて働くと、妻の世帯の手取り額が上昇するだけでなく、いずれかの社保機関の利益も増えるが、損をする者はいない状況になる。すなわち、卒扶養手当は、関係する主体間に「プラスサム改善」（すなわち、誰も損することなく、誰かが得をする状況）をもたらす。

その理由は何であろうか。

まず、扶養を卒業した妻が、国保に入る場合には、その保険者には、国保保険料の政府負担分が入るから、その世帯+社保機関の利益の総計の上昇の一部は、国からの保険料分担分によってもたらされる。

しかし、仮に扶養を卒業した妻の全員が、雇用先の健保組合に加入了としても、プラスサム改善が起こる。一方で、妻の年収が増えると、卒扶養手当額が次第に減額されるが、減額分は、妻の手取額が増えるように調整される。他方で、社保機関全体の利益は、手当の減額分だけ増加する。このために、利益が減少する社保機関はない。しかも、妻の年収の増加は、政府に所得税からの税収増もたらす。

結局、この卒扶養手当がプラスサム改善をもたらすことの本質的原因は、妻の年収が増えることにある。卒扶養手当によって妻の年収が増えるが、年収が増えるにつれて、卒扶養手当が当初額から減少するにもかかわらず、世帯の手取り額が増えるからである。

III 立憲民主党の「就労促進支援給付」の各主体への効果

本稿で提案した卒扶養手当は、夫の雇用先が、国費による補助なしに、支給するものである。

この手当を、政府が、国費を財源として給付する方式に切り替えるとしよう。この方式は、細かい設定は異なるが、立憲民主党の「就労促進支援給付」案と本質的には同じになる⁷。

したがって、この方式を「立憲案」と呼ぶことにする。立憲案は、各主体に次の効果を及ぼす。

- ① 扶養を卒業する妻の世帯の手取りは、本稿案と同じになり、130万円の壁は取り除かれる。
- ② 「卒扶養手当」の下で手当を拠出する社保機関は、「就労支援給付」の下では、得られた当初利益をそのまま確保できるから、利益はより大きくなる。「就労促進支援給付」は、「卒扶養手当」と異なり、国が支払うので、社保機関が自らこの手当てを拠出する必要がないためである。
- ③ 政府には、まず「卒扶養手当」の下でと同じ財政収支の変化がまず生じる。加えて、「就労促進支援給付」のための支出を政府が負わなければならない。これは所得税增收額を超えるから、財政収支は悪化する。

結局、「就労促進支援給付」の下では、同額の「卒扶養手当」の下でと比べて、妻の世帯の手取りは同額になるが、社保機関の利益は、国庫負担の分だけ、大きくなる。さらに政府の負担は国庫負担の分膨らむ。

前節までの分析から明らかなように、就労促進支援給付に支払われる政府補助がなくても、社保機関のそれぞれが利益を失うことなく、卒扶養手当を支払いいうことが出来る。このため、130万円の壁を除くためには、政府補助は不要なのである。

⁷ 立憲民主党のこの案については、注2を参照のこと。

IV 結論

現行制度の下では、給与所得者の妻の年収が 130 万円を超えると社会保険料を妻自身で納めなければならなくなるために、世帯の手取額が急減する。これは、「130 万円の壁」と呼ばれている。

本稿は、政府による財政支援なしに、この壁を取り除くことが可能であることを示した。具体的には、給与所得者の妻の年収が 130 万円を超えて扶養を卒業した場合、夫の雇用先に、夫に対して「卒扶養手当」の支給を義務付けることによって、卒業の時点では、妻が新たに払い始める社会保険料の納付額が、相殺され、年収がそれ以上増えると手取りは増え続けるからである。同時に、卒扶養手当の下では、妻の年収が増えるにつれて、雇用先の利益も増加させつづけることも明らかにした。

さらに本稿では、夫の雇用先がこの手当を一括して支払えるようになるために、日本年金機構と夫の雇用先との間の財務調整を義務づけること、および、卒扶養手当を非課税にすることを提案した。卒扶養手当の下では、妻の年収の増加とともに、妻の世帯の手取り額は増え続ける。しかも、社会保険の保険料徴収や給付支給を行う機関の利益は、増えることはあっても減ることはない。このプラスサム改善が実現できるのは、壁の除去の結果、妻の年収が増え続けるため、手取りと利益の両方の増大の財源になるからである。卒扶養手当を導入すると、財政支出を一切用いずに、立憲民主党の「就労促進支援給付」が意図する 130 万円の壁を除去できる理由はここにある。

謝辞

本稿の作成に当たって、原英史氏と西沢和彦氏から貴重なコメントを賜った。また保科寛樹氏と三木陽介氏からは、調査・図表の作成等で協力を戴いた。深く感謝したい。

付論：「卒扶養手当」がもたらす公平性

本稿では、卒扶養手当の導入によって、年収の壁を取り除けることを明らかにしたが、卒扶養手当は、社会保険受給者間の公平性にいかなる影響をおよぼすだろうか。

自営業者と給与所得者の妻の間の水平的公平性

「自営業者の妻は、自身が国民年金の保険料や国民健康保険料を支払っているのに、給与所得者の妻は、130万円を超えて卒扶養手当を得るのは、不公平だ」という批判が出るかもしれない。

しかし妻が130万円の壁の手前に留まっている限り、彼女たちは何の負担もすることなく社会保険の恩恵を得ているのに対し、消失控除が導入されてそれ以上働く場合には、一部を負担し始め、最終的には消失控除がなくなるまで働けば完全に負担するのだからむしろ、現在すでに存在している巨大な負担の不公平は減少する⁸。

独身者と既婚者の間の水平的公平性

現行制度下では、厚生年金に加入している独身者と既婚者の保険料は同じであるから、独身者は既婚者の扶養家族への保険サービスのコストまで負担している。このため、両者の間には明らかな不公平がある。同じことは、健保組合の加入者間の公平性についても言える。

卒扶養手当の導入は、社保機関全体への妻からの保険料収入の増大をもたらすから、手当を支給した後も、社保機関全体の利益が増大する。しかし、これらの機関の利益の上昇は、もともとの厚生年金保険料や健康保険料が設定された過去の時点での1人当たりサービス給付水準の想定を超えるから、それを是正するためにいざれば、厚生年金保険料も年金組合の保険料も引き下げられることになる。卒扶養手当は、このように給与所得者の社会保険料の引き下げを可能にすることによって、最終的には、独身者の負担を引き下げ、既婚者との間を公平化する。

社会保険料の「壁」への抜本的対策

このように卒扶養手当の制度は、自営業者の妻と給与所得者の妻の間の不公平も、独身者と既婚者の間の不公平も縮小する。しかし、完全に除去するわけではない。給与所得者に扶養されている妻への優遇は残るからである。

「社会保険料の壁」への抜本的な対策は、基礎年金や健康保険を税だけで賄う税方式にすることである。基礎年金や健康保険サービスなどを一般的な税でのみで賄うならば、国民全

⁸ なお、現行制度の下では、給与所得者全員も、自営業者全員も結婚しているという仮想的な状況を考えれば明らかなように、自営業者世帯全体と給与所得者世帯全体の間には、基礎年金に関する負担の不公平は一切ない。

しかし、給与所得者も自営業者も、一部が結婚していないとすると、国民年金加入者の間で結婚している人としている人の間に不公平は存在しないが、厚生年金加入者の間では、結婚していない人がしている人に対して大きな負担をしているという不公平が残る。

てが、保険料を払うことなく、現行と同じように医療費や基礎年金の保険サービスを受けるようになるから、水平的公平は完全に回復する。

同時に、給与所得者の妻の年収が 130 万円を越えても、世帯の手取り額を減らすことにはならない。したがって、基礎年金や医療保険を日本で税方式化すると、給与所得者の妻の労働供給の障害となっている「年収 130 万円の壁」も根本的に取り除かれる。

さらに、基礎年金や健康保険が税方式化すると、すべての加入者の間で、垂直的な再分配が行われるようになる。例えば現在、厚生年金加入者の基礎年金を賄う厚生年金保険料は、所得に比例的であるが、国民年金保険料は、一律の人頭税であり、所得に対して逆進的である。しかし、全ての社会保険が税方式化され、累進的な税で賄われるようになると、保険加入者が所属している社保機関に関係なく、垂直的な公平性も達成されることになる。

図 1. 夫の健保組合の妻に対する社保支出
夫の健保組合による妻への支出（万円）

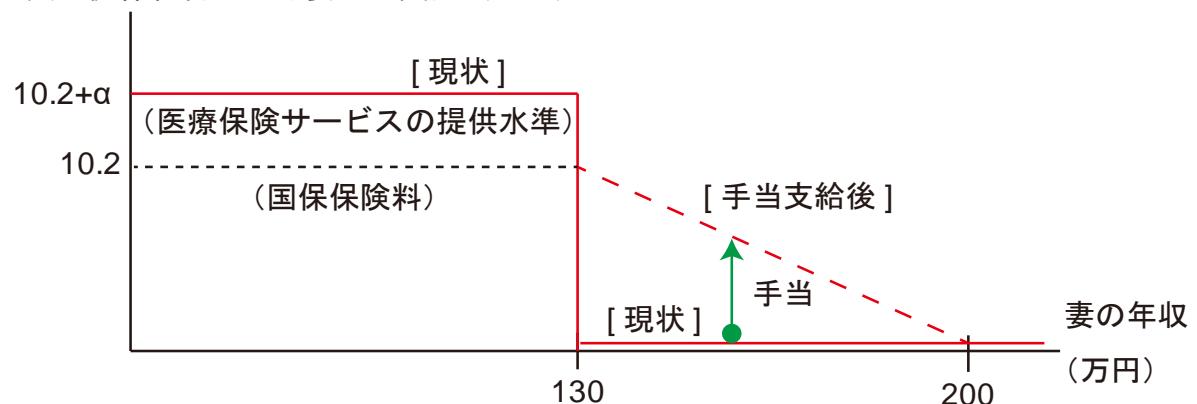


図 2. 年金機構が妻から得る純保険料収入
年金機構が妻から得る純保険料収入（万円）

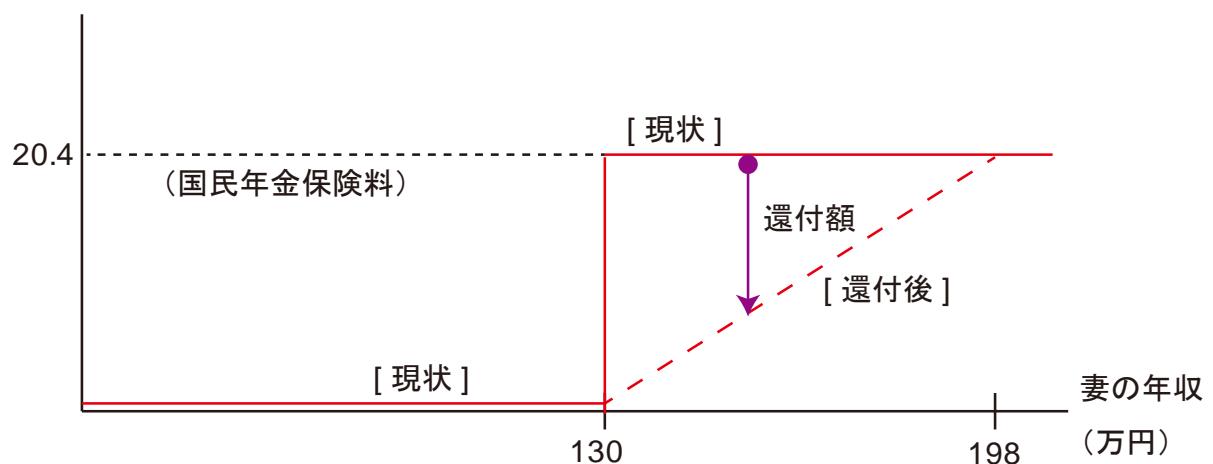


図 3. 妻の保険料ネット負担
妻の保険料ネット負担（万円）

